

令和5年度第8回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和5年11月24日（金） 午後2時  
 召集場所 清須市役所南館3階 大会議室  
 開 会 令和5年11月24日（金） 午後2時  
 出席委員

農業委員							
1. 伊藤 正敏	○	2. 酒井 温司	○	3. 丹羽 保宏	○	4. 横井 満之	○
5. 中野 浩光	欠	6. 三宅 正恭	○	7. 石塚 晴郎	○	8. 岩田 房喜	○
9. 鈴木 正	○	10. 後藤 善一	○	11. 星野 清明	○	12. 水野 格廉	○
13. 小島 慶久	○	14. 木村 実勇喜	○				
農地利用最適化推進委員							
15. 鈴木 朝明（北部）	○	16. 渡邊 由美子（西部）	○	17. 堀田 啓（南部）	○		

計 16 名

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 梶浦 庄治  
 主 事 國分 健太郎  
 主 事 平塚 康介

議事日程

1 提出案件

(1)議決案件について

議案第19号 農地法第3条の規定に係る許可申請 …… 2件  
 議案第20号 農用地利用計画変更の申出 …… 2件  
 議案第21号 農地中間管理事業法19条の2 …… 4件

(2)報告案件について

報告第14号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 …… 2件  
 報告第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 …… 14件

2 その他

生産緑地のあっせんについて

会 長 皆さん、こんにちは。  
今年も残すところあと1ヶ月余りとなりました。寒さがこたえる時季ですので、体調管理には十分ご注意ください。  
では、只今から、令和5年度第8回清須市農業委員会を開催いたします。本日は5番の中野委員より事前に欠席の連絡がありましたので、出席者は13名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名全員の出席をいただいております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は3番丹羽 保宏（にわ やすひろ）委員と4番 横井 満之（よこい みつゆき）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。  
(異議なしの声を確認の上)  
ありがとうございます。  
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。  
それでは、【議案第19号】農地法第3条の規定に係る許可申請2件を議題といたします。  
事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案書1ページ、番号5-4をご覧ください。  
申請地は、\_\_\_\_\_番地、登記・現況共に田で面積は\_\_\_\_\_㎡です。  
譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。  
自宅から当該地まで距離があるため、農地の管理が困難である  
\_\_\_\_\_さんから、自宅から近い土地で多種多様な品目を作付けしたい  
\_\_\_\_\_さんへの使用貸借権の設定の申請です。  
譲受人は、耕運機、草刈り機を各1台所有しており、従事日数は200日、経営面積は田と畑をあわせて\_\_\_\_\_㎡、申請地への通作距離は約0.3km、通作時間は車で平均1分です。  
その他申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されます。  
以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。  
この案件のご地元は横井委員になります。

横 井 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員会として「許可する」ことといたします。

それでは次の案件について事務局の説明を求めます。

事務局 申請地は、\_\_\_\_\_番地、\_\_\_\_\_番地、登記・現況共に畑で、面積は合計で\_\_\_\_\_㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

高齢となり耕作が困難になった\_\_\_\_\_さん及び親の世話や子育てにより耕作することが困難な\_\_\_\_\_さんから、親の土地を耕作し近隣農業の活性化を図りたい\_\_\_\_\_さんからの使用貸借権の設定の申請です。

譲受人は、農機具を所有しておりませんが、母親である\_\_\_\_\_さんが耕運機、草刈り機、軽トラックを各1台所有しており、それを借りて耕作する予定です。

\_\_\_\_\_さんは新規就農者であるため、11月17日(金)にヒアリングを行っており、特段の問題はないことを確認しております。

その他申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されます。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は横井委員になります。

横井委員 問題ありません。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。

続きまして、【議案第20号】農地利用計画変更の申出2件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案第20号 R5-3をご覧ください。

申請地は、\_\_\_\_\_番地で登記・現況は畑で、除外する面積は合計

\_\_\_\_\_㎡の内\_\_\_\_\_㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書のとおりです。転用目的は分家住宅です。

申出者は現在\_\_\_\_\_にある夫の母が所有する建物に住んでいます。その住居を夫の兄が建て直し住むことになり、また今後子供を授かることも考え、住宅建築の計画を計画しました。しかし申出者に自己所有地はありませんでした。渡人である叔父に相談したところ、申出者の両親が住む叔父の所有する申出地に建築してもよいと承諾を得ることができ、本申請に至りました。

申出地は、農用地区域の周辺部に位置し、農振除外の6要件をすべて満たしていると考えられます。また農地区分は、JR清洲駅から半径1キロ以内にある、宅地割合が40%以上ある区域の農地であり、オー(ア)ーaー(b)に該当するため、第2種農地となります。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件のご地元は星野委員になります。

星 野 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは次の案件について事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第20号 R5-4をご覧ください。

申請地は、\_\_\_\_\_番地及び\_\_\_\_\_番地で\_\_\_\_\_番地は登記現況共に畑、\_\_\_\_\_番地は登記田、現況は畑で、除外する面積の合計は\_\_\_\_\_㎡です。

申請者は、本部を\_\_\_\_\_市に置き、\_\_\_\_\_に\_\_\_\_\_を運営する法人です。

\_\_\_\_\_が園舎を増築し、\_\_\_\_\_に開園することに伴い、利用者及び職員用に駐車場を24台分増設必要があります。

普通自動車を24台増設できる土地は、近隣の市街化区域にはなく、本申請地を選定し、土地所有者から承諾を得ることができたため、本申請に至りました。

申出地は、農用地区域の周辺部に位置し、農振除外の6要件をすべて満たしていると考えられます。また農地区分は、住宅等が連たんしている区

域にある農地に近接する区域にある農地で、その規模が2haであるため、第2種農地となります。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件のご地元は星野委員になります。

星 野 委 員 問題ございません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

続きまして、【議案第21号】農地中間管理事業法第19条の2の4件について事務局の説明を求めます。

事 務 局 お手元の農用地利用集積計画（農地中間管理事業一括設定）についてですが、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の議を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっているため、審議をお願いするものです。

申請番号R5-4についてです。所在地が\_\_\_\_\_番地、登記現況共に畑で面積が\_\_\_\_\_㎡です。

こちらは、JA西春日井が地権者の\_\_\_\_\_さんと\_\_\_\_\_の使用貸借について権利利用調整を行ったもので、この集積計画を公告することにより権利が発生します。設定する権利は使用貸借権で期間は10年間となっております。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件のご地元は星野委員になります。

星 野 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは次の案件について事務局に説明を求めます。

事 務 局 申請番号R5-5についてです。所在地は\_\_\_\_\_番地で、登記現況共に畑、面積は\_\_\_\_\_㎡です。

こちらは、JA西春日井が地権者の\_\_\_\_\_さんと\_\_\_\_\_さんの使

用貸借について権利利用調整を行ったもので、この集積計画を公告することにより権利が発生します。

設定する権利は使用貸借権で期間は10年間となっております。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件のご地元は木村委員になります。

木 村 委 員 問題はありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは次の案件について事務局に説明を求めます。

事 務 局 申請番号R5-6についてです。

所在地は\_\_\_\_\_番地で登記現況共に畑面積が\_\_\_\_\_㎡です。

こちらは、JA西春日井が地権者の\_\_\_\_\_さんと\_\_\_\_\_さんの使用貸借について権利利用調整を行ったもので、この集積計画を公告することにより権利が発生します。

設定する権利は使用貸借権で期間は10年間となっております。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件のご地元は三宅委員になります。

三 宅 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは次の案件について事務局に説明を求めます。

事 務 局 申請番号R5-7についてです。

利用権設定をする土地は\_\_\_\_\_番地、登記現況共に畑で、面積が\_\_\_\_\_㎡です。こちらは、JA西春日井が地権者の\_\_\_\_\_さんと\_\_\_\_\_

との使用貸借について権利利用調整を行ったもので、この集積計画を公告することにより権利が発生します。

設定する権利は使用貸借権で期間は10年間となっております。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。  
この案件のご地元は三宅委員になります。

三 宅 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。  
なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)  
つ付きまして、【報告第14号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出及び【報告第15号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは意見ありましたらお願いします。  
事務局に説明を求めます。

事 務 局 それでは、報告第14号農地法第4条第1項第7号の規定による届出から説明します。  
申請番号R5-17、\_\_\_\_\_番地、\_\_\_\_\_番地、登記畑現況宅地で、面積の合計が\_\_\_\_\_㎡です。  
こちら、渡邊推進委員の案件となります。

渡 邊 推 進 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号R5-18、\_\_\_\_\_番地、登記畑現況宅地で、面積が\_\_\_\_\_㎡です。  
こちら、堀田推進委員の案件となります。

堀 田 推 進 委 員 問題ありません。

事 務 局 以上で農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明を終わります。つづきまして農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明します。  
申請番号R5-56、\_\_\_\_\_番地、\_\_\_\_\_番地、登記現況共に畑で、面積の合計が\_\_\_\_\_㎡です。  
こちら、鈴木正委員の案件となります。

鈴 木 正 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号R5-57、\_\_\_\_\_番地、登記田現況畑で、面積が\_\_\_\_\_㎡です。  
こちら、伊藤委員の案件となります。

伊 藤 委 員 問題ありません。

事務局 申請番号R 5 - 5 8、 \_\_\_\_\_番地、 \_\_\_\_\_番地、 \_\_\_\_\_番地、  
\_\_\_\_\_番地は登記現況ともに畑、その他の土地は登記現況共に田で、  
面積の合計が \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>です。

こちら、渡邊推進委員の案件となります。

渡邊推進委員 問題ありません。

事務局 申請番号R 5 - 5 9、 \_\_\_\_\_番地、登記現況ともに畑、面積が  
\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>です。

こちら、丹羽委員の案件となります。

丹羽委員 問題ありません。

事務局 申請番号R 5 - 6 0、 \_\_\_\_\_番地、登記現況ともに畑、面積が  
\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>です。こちらは一時転用の案件となります。

こちら、石塚委員の案件となります。

石塚委員 問題ありません。

事務局 申請番号R 5 - 6 1、 \_\_\_\_\_番地、登記田現況畑、面積が \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>  
です。

こちら、伊藤委員の案件となります。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 申請番号R 5 - 6 2、 \_\_\_\_\_番地、登記田現況畑、面積が \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>  
です。

こちら、岩田委員の案件となります。

岩田委員 問題ありません。

事務局 申請番号R 5 - 6 3、 \_\_\_\_\_番地、登記田現況畑、面積が \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>  
です。

こちら、伊藤委員の案件となります。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 申請番号R 5 - 6 4、 \_\_\_\_\_番地、登記現況共に田、面積が  
\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>です。こちらは春日新橋西土地区画整理事業地内の案件とな  
ります。

こちら、鈴木推進委員の案件となります。

鈴木推進委員 問題ありません。

事務局 申請番号R 5 - 6 5、 \_\_\_\_\_番地、登記畑現況宅地、面積が  
\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>です。こちらは中野委員の案件となりまして、事前に問題の  
ないことを確認しております。



続きまして申請番号R 5 - 6 6、 \_\_\_\_\_番地、登記田現況畑、面積が \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>です。

こちら、伊藤委員の案件となります。

伊 藤 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号R 5 - 6 7、 \_\_\_\_\_番地、登記現況共に畑、面積が \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>です。

こちら、石塚委員の案件となります。

石 塚 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号R 5 - 6 8、 \_\_\_\_\_番地、登記田現況雑種地、面積が \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>です。

こちら、丹羽委員の案件となります。

丹 羽 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号R 5 - 6 9、 \_\_\_\_\_番地、登記現況共に田、面積が \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>です。

こちら、堀田推進委員の案件となります。

堀 田 推 進 委 員 問題ありません。

事 務 局 以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。以上のことについて質問はありますか。

木 村 委 員 農地バンクについてこれから増えていくのか。

事 務 局 農地中間管理機構は、市街化調整区域しか対象になっていませんが、国は推進していきたいと考えています。以前と比べて、農協さんが案件をまとめて持ってくるケースが多いのですが、数は少しずつ増えている印象があります。今後も農地を保全したいという意思のある方は、こちらを利用される機会が多くなってくると思われま。

木 村 委 員 皆さん畑の管理で困って見える方が多いから、畑の管理をしてくれる人がいるといいですね。使用貸借は10年というのが多いのか。例えば3年後にやめたいといった場合はどうすればよいのか。それは問題がないのか。

事 務 局 期間の最長が10年となりまして、それ以前の解約も可能となっています。

会 長 その他何かありますか。

ではその他に移ります。生産緑地のあっせんについて、事務局から説明を求めます。

事務局 先日、お送りいたしました生産緑地のあっせん依頼について説明いたします。

お送りした依頼文書のとおりですが、生産緑地法第17条の2の規定に基づくあっせんの協力依頼がありました。

生産緑地所有者の死亡又は故障により農業に従事することができなくなり、清須市都市計画課へ生産緑地の買取申出があり、市の内部機関で買い取り希望がなかったため、農業委員会へ生産緑地法第17条の2の規定に基づくあっせんの協力依頼がありました。

このまま耕作希望者がいない場合、あっせん不成立の旨を都市計画課へ報告し、都市計画変更の手続きへ入る流れとなります。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。以上のことについて質問はありますか。

伊藤委員 今回は、死亡もしくは故障どちらの案件になりますか。

事務局 死亡です。

会長 平米あたりの単価があまりにも高いので、これでは買い取り希望があってもとてもじゃないが買える金額ではない。そういう金額であっせん依頼があるのは無理がある。

丹羽委員 これは法律的に農業委員会の確認をとるというルールになっているのですか。農業委員が周りの農家に打診するのが必須であるならば、この金額ではとても他の農家さんに打診することは難しい。

会長 それは確かにそうですね。

丹羽委員 これは相続人さんが決めたのですか。これは絶対に買えないような値段にするようにわざとしているのか。

会長 それについてはわからないが、そうともとれる金額ではある。

事務局 事務局からも金額について確認はしましたが、この金額で提出がされており、あくまで希望金額ですので、このまま皆様に依頼をさせていただきました。今後もこういった金額で出てくる場合は、事前に事務局から都市計画課へ金額の確認は行いたいと思います。

会長 他に意見はありますか。

なければ、事務局から何かあればお願いいたします。

事務局 事務局から何点か説明をさせていただきます。

まず、本日机上配布させていただいた青色の冊子ですが、こちらは清須市農業振興地域整備計画になります。今回農用地利用計画変更の申出が出

てきたので、それに併せて知識の共有をさせていただきたいです。

農用地利用計画の変更申出についてですが、わかりやすくいうと市内にある青地を白地に変更するという手続きになります。

では市内の青地はどこになるかという、冊子の中の付図1号をご覧ください。こちらが清須市の土地利用計画図になります。地図の中で黄色になっている部分があると思いますが、こちらの地域が清須市内で青地と呼ばれる土地利用計画が定めてある地域になります。今回の議案になっているところも、地図上で黄色になっているところにありますので、今回の申出によりこの青地から白地に変更するという申出になります。その後総会にて審議にかけ縦覧・公告を経た後に農地転用というのが、大まかな流れとなります。これから清須市内で除外があるという場合は、地図の黄色部分を外すという手続きになるということだと認識させていただきたいです。

この黄色の部分があるのは、清須市内では旧清洲町、春日町の一部となりますので、該当の地区の担当委員さんは把握をしていただきたいのと、基本的にはこの青地というのは優良農地といわれる農地となりますので、基本的には農地以外に活用はできないという認識でいていただきたいと思います。また地元の方からこういった場所を開発したいというような相談を受ける場合は、基本的には難しいことをお伝えいただき、ただ詳細を聞きたいということであれば、事務局までつないでいただきたいと思います。

この計画ですが、5年に一度見直しがありまして、ちょうど来年度の令和6年度から基礎調査を行って、令和7年度に全体見直しをして、令和8年度から新しい計画となるという予定ですので、そちらも覚えておいていただきたいと思います。

今回の説明に関して質問等がありますでしょうか。

会 長 令和8年で青地が0になるという可能性はありますか。

事 務 局 ありません。基本的にこの計画は市の計画になるのですが、簡単になくせるものではありません。

伊 藤 委 員 農振計画の見直しは令和7年ということですが、都市計画マスタープランの見直しはいつになりますか。

事 務 局 都市計画マスタープランは令和6年度に完了見込です。都市計画マスタープランの話がありましたので、追加で説明させていただくと、農業振興地域整備計画は、清須市総合計画及び都市計画マスタープランに基づく計画になりますので、そちらで大きく変更がある場合は、農業振興地域整備計画も大きく変更がある場合があります。例えば、現在清洲の一場地区

に、令和9年度から区画整理が始まる予定でありますので、この区域が市街化編入され、青地がなくなる見込は現在あります。

次に先週頃郵送させていただいた回覧文書にある説明会について説明をさせていただきます。下之郷に係る地域について、水田に係る水掛かり調査を行っておりまして、その調査結果について毎年説明会を行っていたのですが、コロナの関係で開催できない時期が続いておりました。今年から開催を再開したいとの要望が愛知県からありましたので、開催することとなりました。日付に関して記載の通りでして3地区を3日に分けて行うものになります。地元の方から問い合わせがある場合があると思うので、周知させていただきます。

星野委員 川西地区については行わないと回覧文書にありましたが、これは問題ないのでしょうか。

事務局 川西の地区に関しては、宮田用水の総代の方等に事前に協議したところ、回覧文書のみで説明会の開催は不要ということがありましたので、開催しないこととなりました。ただ、川西にお住まいでも川東に水田をお持ちの方もいらっしゃると思うので、そういった方については説明会に参加していただいて問題ないですし、川西の方も興味があれば参加いただいて問題ありません。

最後に、活動記録についてまだ提出していただいていない方については、総会終了後に事務局まで提出をお願いいたします。また、本日提出できない方は、来月の総会までに提出をお願いいたします。

会長 事務局の説明が終わりました。以上のことに、質問はありますか。

それでは次回の開催について確認します。

令和5年12月25日、金曜日、午後2時から、場所は本日と同じ清須市役所南館3階大会議室にて開催予定ですので、よろしくお願ひします。

以上で令和5年度第8回農業委員会を閉会します。本日はご苦勞様でした。

—終了時刻午後3時00分—

個人情報に当たるとの考えから、議事録中の番地等は、省略等して記載しています